

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 22 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

「児童福祉施設入所児童であって扶養義務者のあるもの等に対する
国民健康保険の適用について（内かん）」の再周知について

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「児童福祉施設入所児童であって扶養義務者のあるもの等に対する国民健康保険の適用について（内かん）」（昭和56年4月1日付け厚生省保険局国民健康保険課長内かん）（別紙）でお示ししているとおり、児童福祉施設に入所している18歳以上の者について、個別的事情を考慮の上、その家族と同一の世帯に属する者として取り扱うことが妥当であると考えられる場合には、18歳未満の児童福祉施設入所児童で扶養義務者のあるものに係る取扱い（※1）を参考としつつ運用に当たることとしています。

令和6年4月に児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）が施行され（※2）、18歳以上の児童福祉施設入所者が増えていくことも想定されることから、本内かんについて再周知いたしますので、内容について改めて御了知いただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。）に対し周知し、18歳以上の児童福祉施設入所者の個別的事情をよく考慮した上で、適切な取扱いとしていただくよう、お願いいたします。

なお、本再周知については、こども家庭庁支援局家庭福祉課の了解を得ているものであることを申し添えます。

（※1）18歳未満の児童福祉施設入所児童で扶養義務者のあるものについては、当該扶養義務者の世帯に属する者として当該扶養義務者の住所地の国民健康保険の適用を受けることとしている。

（※2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置入所は18歳に達するまでとされており、必要な場合には、措置延長として20歳に達するまで

とされている。こうした中、令和6年4月以降は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して、同じ施設に入所し続けることが可能とされている。